



# 秋田県公報

## 目次

ページ

告示  
市町村が処理することとする権限移譲対象事務の範囲等の一部改正(五六六・分権改革推進室)……………1

## 告 示

秋田県告示第五百六十六号  
市町村が処理することとする権限移譲対象事務の範囲等(平成十七年秋田県告示第五十二号)の一部を次のように改正し、平成十七年六月十七日から施行する。  
平成十七年六月十七日

秋田県知事 寺 田 典 城  
第一号の表条例別表第六十二に定める事務の項を次のように改める。

条例別表第六十二に定める事務	
大館市	大仙市、北秋田市、 上小阿仁村、二ツ井 町、八森町、藤里町、 峰浜村、五城目町、 角館町、田沢湖町、 西木村、美郷町
平成十七年六月二十日	平成十七年四月一日

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号  
株式会社 松原印刷社  
電話(0862)8766 F A X(0863)0005  
E-mail:matsubara@matsubarainatsu.co.jp  
秋田市山王七丁目五番二十九号  
松原繁雄